## 農地改良に伴う事前協議に必要な書類

No	必要な 書類	
1		位置図
2		公図写し(農地改良実施及び隣接地の地目、地番、地積, 所有者氏名等を表示すること)又は申請地の確定が可能となるもの
3		造成計画図(周辺の土地利用の状況も記載)
4		他法令の許認可書の写し又は許認可の手続状況を証する書面
5		土地所有者又は耕作者の同意書
6		その他農業委員会が必要と認めるもの

<sup>※</sup> 提出部数は、事前協議書が2部、ほかは1部です。